

令和5年度第2回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和5年6月30日（金）14：00～15：55

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

事 務 局	所 属 氏 名	所 属 氏 名
	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主査 山本 健太
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	保健福祉部障がい福祉課主事 武田 奏

傍聴者：3名

会議次第

1. 開会
2. 議事
3. 委員による協議
4. その他
5. 閉会

1. 開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第2回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を開催します。会議は、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の専任手話通訳者が通訳を行いますのでよろしく願いいたします。また、福江委員のサポートとして、社会福祉法人はるにれの里の野田様が同席しておりますことを申し添えます。それでは議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いいたします。

2. 議事

【金子委員長】

皆さんこんにちは。本日もよろしくお願いいたします。思い返しますと、第1回目の検討委員会が昨年6月に開催され、今月で1年が経過しました。今、条例の内容などを検討していますが、方針書など、今後も決めていかなければならないことがありますので、これからはしっかり皆さんと協議していきたいと思います。さて、今日の会議ですが、最大で16時を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

それでは次第の「2. 議事」ということで、協議事項の条例・方針書の内容の検討について、事務局からお話しをお願いします。

【事務局：角田】

事務局の角田です。皆さんよろしくお願いいたします。

協議事項に入る前に一つお話しさせてください。今、金子委員長からもお話がありましたが、第1回検討委員会が開催されて1年が経過しました。そこで、事務局では検討委員会がこれまで話し合ってきたことや、これから話し合っていくことをまとめたものをつくりましたので、皆さまには資料としてお渡しするものをつくってはいませんが、モニターの画面に映し出された内容を説明いたしますので聞いていただければと思います。

◆事務局の角田より、モニター画面に映し出された《石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）検討委員会「これまで」と「これから」》の内容について説明

～お話の主な内容～

1. 令和4年6月に初めて開催された検討委員会から、令和6年4月1日の条例スタート予定日までのスケジュールなどについて確認をした。
2. 今回の検討委員会が終わった後に、4回の検討委員会を開催する予定だが、残りの検討委員会では施策の推進方針や方針書、提言書の内容など、決めていくことがまだ多く残っていることを確認した。

以上で、検討委員会の「これまで」と「これから」についてのお話を終わります。

それでは議事に戻り、協議事項についてお話しします。今日は、お手元にある「資料1」の「条例のたたき台の内容確認」と、「資料2」の「アンケート発表のまとめと施策づくりに向けて」について話し合いとなります。特に、資料2のアンケート発表のまとめのところでは、皆さんに発表してもらおう場面がありますので、よろしく願いいたします。

以上で《協議事項》条例・方針書の内容の検討についてのお話を終わります。

【金子委員長】

ありがとうございました。なお、この会議は、議事録作成のために録音をしておりますので、私に名前を呼ばれてからお話しするようお願いいたします。

ここまで何か質問などありますでしょうか。

《質問等なし》

それでは次に進みたいと思います。

3. 委員による協議

【金子委員長】

次は次第の「3. 委員による協議」に入りたいと思います。協議の途中で10分の休憩をはさみながら進めていきたいと思います。まずは、資料1の協議について、事務局より説明をお話し願います。

【事務局：角田】

それでは資料1の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【確認：3回目】」についてお話しします。最初に1ページ目の「はじめに」から読みますので聞いてください。

《資料1：石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【確認：3回目】》

『はじめに、前回4月に開催された令和5年度第1回検討委員会では、2回目の「条例のたたき台」の確認が行われ、さらに新たな意見が出されました。それらの内容を市役所の法律の担当者、この「法律の担当者」ですが、これからは「法制担当者」と言います。その法制担当者にもてもらいましたので、今回もその結果について、皆さんと確認していきたいと思います。まずは、次のページの「条例全体にかかわる言葉の確認について」というところから、皆さんと確認していきたいと思います。』

以上が、1ページ目の「はじめに」という部分となります。

次に、2ページ目の「条例の全体にかかわる言葉の確認について」ですが、ここで確認することは二つあります。それぞれ確認することを読んでいきますので、一つ一つ皆さんと考えていきたいと思ひます。

〈条例全体にかかわる言葉の確認について その1〉

前回の会議では、条例の全体で使われていた「発信」と「取得」という言葉について、それぞれを「情報を伝えること」と「情報を得ること」という表現に変えていくことを確認しました。さらにその中で、「情報を得ること」の「得る」という言葉を「知る」に変えた方がもっとわかりやすくなるのではないか、という意見があり、この部分を法制担当者に確認をしましたので、その結果を報告します。

◆結果⇒「得る」と「知る」については、どちらの言葉を使っても内容に大きな違いはないと思いますが、「情報を伝えること」という言葉の反対は「情報を受け取ること」になると思うので、「得る」や「知る」も良いのですが、「受け取る」という言葉の方がここで使われる言葉として一番近い意味になるのではないかと思います。

以上が結果となります。この結果を参考にしながら、これからどの言葉を使うのかについて、皆さんに決めていただきたいと思います。

【金子委員長】

今お話がありましたが、「取得」については、市の法制担当者からは「受け取る」という言葉が意味として一番近いのではないかというお話でしたが、これからどの言葉を使うかについて皆さんから意見をいただき、決めていきたいと思います。

【市川副委員長】

法制担当者からの「受け取る」という言葉ですが、私はわかりやすい言葉だなと思いました。

【朝倉委員】

私も「受け取る」という言葉を使う方が良いのではないかと思います。

【金子委員長】

他に意見はありませんか。これで宜しければ丸のカードを挙げていただければと思います。

《賛成の丸のカードがあがり、全員異議なし》

それでは「取得」という言葉を「受け取る」という言葉にしていくことに決定したいと思います。続いて、もう一つの言葉の確認について、事務局の方から説明願います。

【事務局：角田】

それでは、二つ目の確認についてお話しします。

〈条例全体にかかわる言葉の確認について その2〉

同じく前回の会議で、条例の全体で使われていた「障がいのある人のわかる方法」という言葉について、その中に書かれている「障がいのある人の」を「障がいのある人が」にしてはどうか、という意見がありましたが、この部分についても法制担当者に確認をしましたので、その結果を報告します。

◆結果⇒どちらを使っても意味が伝わるので大丈夫ですし、今回の場合は、「の」が続くので「が」を使った方が良いと思う人もいます。読みやすさと全体のバランスでどちらを使うか検討委員会で判断してもらえればと思います。

以上が結果となります。「の」と「が」のどちらを使うかについて、皆さんに決めていただきたいと思います。

【金子委員長】

今お話がありましたが、こちらについて皆さま何か意見などはありませんでしょうか。

【桑澤委員】

音声録音を聞いて、「が」を使った方が良いなと私は思いました。

【金子委員長】

他に意見はありませんか。これで宜しければ丸のカードを挙げていただければと思います。

（賛成の丸のカードがあがり、全員異議なし）

それでは「が」を使った言葉を使うことで決定したいと思います。

では次のページに進みたいと思います。事務局お願いします。

【事務局：角田】

次に、3ページ目に書かれていることを読みますので聞いてください。

ここには、『今回の資料では、法制担当者の結果を参考にし、すべて「情報を伝えること」と「情報を受け取ること」、そして「障がいのある人がわかる方法」という言葉を使っていますが、次回からは皆さんで決めた言葉を使っていきます。』と書かれていますが、先ほどの言葉の確認の結果、全て同じように使っていくことが決まりましたので、今後もこれらの言葉を使っていくことにします。

続けてお読みします。『次に、条例の内容についての確認に入りたいと思います。今回も、前回出された意見の確認をしていきます。また、先ほどお話ししたとおり、法制担当者の結果を参考にしながら言葉の使い方を修正していますので、それらの使い方が正しいかなども皆さんと確認していきたいと思います。それでは次のページの「前文」から確認していきましょう。』

以上が3ページに書かれていることとなります。次に4ページ目に入りたいと思います。

ここからは、条例の内容についての確認となります。前回出された意見を法制担当者に確認しましたので、その結果と修正した文についてお話ししていきたいと思います。

まずは「1. 前文の修正について」ですが、前回皆さんで確認をした「前文」の内容を法制担当者に確認してもらいましたが、特に意見はありませんでした。また、修正したところについては、先ほどの〈言葉の確認〉でお話しした「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使ったこと、そして「障がいのある人がわかる方法」という文に修正をしたところとなります。これらを参考に修正案をつくりましたので、その修正部分だけを読みますので聞いてください。

《修正箇所》

1. 「市民一人ひとりが障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取りやすくするよう心がけることや」とする。
2. 「情報を受け取ることが難しいことや」とする。
3. 「困難を感じることなく必要な情報を伝え、受け取ることができる環境を整えることが重要となります。」とする。
4. 「私たち市民は、障がいのある人がわかる方法による情報の伝えかたや受け取りかた及びコミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち」とする。

以上が修正箇所となります。

【金子委員長】

今「前文」の修正について説明がありましたが、修正後の内容などについて、何かご意見などはありますか。

《全員意見等なし》

それでは「前文」は、この修正案の内容で決定したいと思います。

では次の6ページに進みたいと思います。

【事務局：角田】

次に「目的：第1条」についてですが、こちらは前回皆さんで確認をした内容に対し、法制担当者から意見がありましたのでお話しします。

《法制担当者からの意見》

⇒「障がいのある、ないにかかわらず分け隔てられることのない」という部分ですが、「～にかかわらず～ない」と否定をする表現が続けて使われているのが少し気になります。例えば、「障がいのある、ないによって分け隔てられることのない」とすると伝わりやすいのではないかと思います。

以上がいただいた意見となります。次に修正したところについてですが、前回の文で間違った言葉を使っていたところを修正したことと、先ほどの言葉の確認で修正したところ、そして、「障がいのある、ないによって分け隔てられることのない」という文に修正をしたところとなります。これらを参考に修正案をつくりましたので、修正部分だけを読みますので聞いてください。

《修正箇所》

1. 「障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境を整備し」とする。
2. 「障がいのある、ないによって分け隔てられることのない」とする。

以上が修正箇所となります。

【金子委員長】

今「目的：第1条」の修正について説明がありましたが、修正後の内容などについて、何かご意見などはありませんか。

《全員意見等なし》

それでは「目的：第1条」は、この修正案の内容で決定したいと思います。

では次の8ページに進みたいと思います。

【事務局：角田】

次に「定義：第2条」についてですが、こちらは、検討委員会からの確認について、法制担当者よりそれぞれ意見、回答をいただいております。確認したことは三つありましたので、それらを一一つ読んでいき、いただいた意見などについて確認をしていきたいと思います。

《検討委員会からの確認 その1》

⇒「通勤する者又は通学する者」の文で、「又は」となると「AかBか」という分けた言い方になると思います。ここでは「AもBも」という意味になると思うので「又は」ではなく「及び」を使った方が良いかと思いますがどうでしょうか。

これに対する法制担当者からの意見をお話しします。

《法制担当者からの意見（回答）》

⇒国や市役所が使う場合などの公用文では、「又は」が使われます。「A、B又はC」となる場合は、AとBとCは選択的接続と言って、例えば今話し合われている「市内に居住する者、通勤する者又は通学する者」と言うと、どれかに該当すれば「市民」という意味になります。

「A、B及びC」となる場合は、AとBとCは併合的接続と言って、全部に該当する場合に「市民」となる、という意味になります。法律などでもこのような意味や使われ方になっていきますので、今回は「又は」を使う方が良いと考えます。

以上がいただいた意見、回答となります。続けて確認その2を読みみたいと思います。

《検討委員会からの確認 その2》

⇒「(6) コミュニケーション支援者」の部分で、「音訳者（朗読者を含みます。）」というところの「(朗読者を含みます。）」という文を削除したいと思いますが、特に問題はないでしょうか。

これに対する法制担当者からの意見をお話しします。

《法制担当者からの意見（回答）》

⇒検討委員会で判断していただければと思います。

以上がいただいた意見、回答となります。続いて最後の確認その3を読みみたいと思います。

《検討委員会からの確認 その3》

⇒「(3) コミュニケーション手段」の中に「ICT（情報伝達技術）機器」という言葉を入れることについてですが、こちらについては、東京都渋谷区で制定された「渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の中の定義に使われていたのを参考に、今検討している条例の中に「ICT（情報伝達技術）機器」の言葉を入れても問題はないものか教えてください。

これに対する法制担当者からの意見をお話しします。

《法制担当者からの意見（回答）》

⇒検討委員会の中で必要と思われるのであれば定義してもらえればと思います。

以上が、それぞれの確認といただいた意見、回答となります。まずはこの3つの結果について皆さんに確認や意見をいただければと思います。

【金子委員長】

今お話があった3つの結果について皆さんと確認していきたいと思います。まずは確認その1について何かご意見などはありますでしょうか。

《全員意見等なし》

それでは確認その1についてはお話があったとおり「又は」を使うことに決定したいと思います。次に確認その2についてはいかがでしょうか。

《全員意見等なし》

確認その2についてもお話があったとおり「朗読者を含みます。」という文を削除することに決定いたします。最後の確認その3についてはいかがでしょうか。

《全員意見等なし》

確認その3については「ICT（情報伝達技術）機器」という言葉を入れるということで決定したいと思います。それでは引き続き事務局よりお願いします。

【事務局：角田】

ご確認ありがとうございました。今の確認をもとに、改めて「定義：第2条」の修正部分をお話ししたいと思います。ここの修正については、「ICT（情報伝達技術）機器」という言葉を入れたこと、そしてもう一つ、間違った言葉を使っていたところがありましたので、それらの修正部分をあわせてお話しします。

《修正箇所》

1. 「片仮名などへのひらがなをつける」と書かれていたのを「片仮名などにひらがなをつける」と修正。
2. 「口文字、ICT（情報伝達技術）機器その他の障がいのある人が」とする。

以上が修正箇所となります。

【金子委員長】

今、修正について説明がありました。修正後の内容などについて、何かご意見などはありませんか。

（全員意見等なし）

それでは「定義：第2条」は、この修正案の内容で決定したいと思います。

では、次の12ページに進みたいと思います。

【事務局：角田】

次は、12ページの「4. 基本理念：第3条の修正について」となりますが、ここから先の文の修正は「言葉の確認」でお話ししました「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」、そして「障がいのある人が」という内容となりますので、各自で修正内容をご確認いただき、資料1を終えたいと考えておりますが、皆さまいかがでしょうか。

【金子委員長】

今、次の項目「基本理念、第3条」から先の修正内容は同じということで、これから先については各自で確認していただければということですが、皆さまいかがでしょうか。

（全員異議なし）

それでは「基本理念：第3条」から先の修正内容については各自で確認していただくことにし、資料1の協議を終わりたいと思います。

《資料2：[アンケート発表のまとめ]と“施策づくり”に向けて【手直し版】》

【金子委員長】

次に、資料2の「[アンケート発表のまとめ]と施策づくりに向けて」の協議に入りたいと思います。この資料2については、前回会議時間が少なくなり協議ができなかったところとなりますが、今回改めて協議をしていきたいと思います。まずは、事務局より流れなどについてお話しをお願いします。

【事務局：角田】

それではお話しします。まずは資料2、1ページ目の《はじめに》から読みますので聞いてください。

『前回の検討委員会で、会議時間が少なくなり話し合いができなかった「資料2」について、これから話し合っていきたいと思います。前回もお話ししましたが、今年の2月に行われた令和4年度第3回検討委員会では、皆さんから生活の場面で「困ったこと」や「気になったこと」について発表をしてもらいました。発表された内容というのは、障がいのある人をどう支えていくのかや、どんなことに気づけば良いのかなどにつながり、さらには施策の推進方針づくりのヒントになるのではないかと事務局では考えました。また、皆さんが発表した内容を事務局で整理し、大きく4つのタイトルに分けてみたので、そこに書かれた困りごとへの解決方法や、

新たに思いついた困りごとと、その解決方法などを発表してもらいたいと思います。

事務局で考えた4つのタイトルですが、

一つ目は、障がいをなかなか理解されない

二つ目は、相手にうまく気持ちが伝わらない

三つ目は、外出先やお店などで困ったことがある

最後四つ目は、障がいのある人にとって生活がしづらい環境である』

以上が1ページ目に書かれている内容となります。今お話ししたタイトル以外の分け方もあるかもしれませんので、何か思いつきましたら、その時に発表してもらえればと思います。また、今日発表してもらったことを事務局でまとめて、その内容から施策の推進方針第7条のたたき台をつくり、次回の検討委員会では、そのたたき台について検討していきたいと考えています。以上が、資料2の流れとなります。

【金子委員長】

今事務局より、今回の流れやこれからの進め方についてお話がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか。

（質問等なし）

それでは協議の内容に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

【事務局：角田】

では、2ページ目の「①障がいをなかなか理解されない」というタイトルのところを読みますので聞いて下さい。また、これから読む内容は、皆さんから出されたアンケート発表の内容を整理した時に、内容がこのタイトルに分けられるのではないかと思ったものとなります。

《「①障がいをなかなか理解されない」というタイトルに関係があると考えられるアンケート発表内容》について

- ・障がい者と知られた時に差別されるような気がする。
- ・障がいは特別なことではなく、誰もがなるかもしれないことだということを理解され、障がいの方が地域にいることが当たり前となるようになればと思う。
- ・障がい理解のための啓発や、わかりやすい市民向けのガイドブックがあったら良いと思う。
- ・本人の思う方向に進めないといらいらしてしまい、大声を出して周りから見られてしまうことがある。
- ・言われたことを理解するのが難しく、納得するまで時間がかかる。
- ・言いたいことがあってもなかなか話せない性格なので、ゆっくり話を聞いてほしいと思う。
- ・相手がいなくなってもわからないで、一人で話していることがある。また、自分の周囲の物は自分で決めて置いているので移動しないでほしい。

以上が、①のタイトルの内容に分けたアンケート発表の内容となります。そして、皆さんには

発表があったこれらの困りごとを解決していくために、どんなことをしていけば良いのかなどを公表してもらいたいと思います。また、どんな発表をしたら良いのかということで、事務局で例文をつくりました。その例文を読みますので聞いてください。例文、「みんなが障がいのある人の気持ちを知ってくれるといい。」こちらを参考にしながら発表してもらえればと思います。

【金子委員長】

今、発表内容をまとめたものを聞いてもらいましたが、これらについて解決していくためにはどうしたらいいのかを公表してもらえればと思います。順番ではなく、皆さんからどんどん発表していただければと思います。

【桑澤委員】

障がいがある人が「自分はこういう障がいを持っている」ということを相手に知ってもらう、または知らせる必要があるのではないかと思いますし、そのための目印なんかがあると良いと思いました。それと、例えば話が上手くできないことは障がいがあるためであり、それを個性であるとわかってもらうことも必要なのではないかと思います。障がいのある人の中には、障がいがあるということが知られるのを嫌がる方もいるかと思いますが、まずは何か目印になるものを身に付けて、自分が個性を持っているということを相手にわかってもらうことが、障がいを理解をしてもらうのに一番早い方法なのではないかと思います。

【朝倉委員】

今のお話に関係することなのですが、障がいをオープンにできる人と、障がいを知られたくない人がいると思うのですが、オープンにしていきたいという人については「ヘルプマーク」というものがあり、街の中では見かけることが良くあります。これを身に付けることで、例えば、お店によってはヘルプマークを付けていると、その方用のレジを用意してくれるところもありますので、オープンにすることができる方にとっては、ヘルプマークを身に付けることも有効だと思います。

【高橋委員】

私も、ヘルプマークの周知や活用ということを考えていたのですが、ヘルプマークについてはまずは多くの人に知ってもらうことが必要だと思います。また教育の場で、障がい者とはこういう特性があったり、こういうことで困っています、ということを知る機会があまりないのではないかと感じています。しかしながら、最近では多様性などの関心が高まってきていると思いますし、障がいのある人の特性についても考える機会が多くなっているように思います。小さいころから教育を受けているかいないかの違いは大きいと思いますし、大人になってから新たに勉強するというのは難しいことだと思います。そういう意味では、教育の場でもっと障がいのある人について取り上げたらいいと思いました。

それと、個人的に思うことですが、障がい理解のためのガイドブックなどをつくるという考え

もあると思いますが、物をつくって周知をしても、そのあとは何もせずに終了、となる場合があると思います。つくっても見てもらわなければ意味がないので、つくった後に見てもらうための工夫が必要だと思います。また、見てもらうために、例えば、イラストや漫画があると、文章だけでは理解しづらいことも理解できたり、周知もしやすくなるのではないかと思います。

【金子委員長】

杉本委員は何か意見などはありますか。

【杉本委員】

私たちのように聴覚に障がいのある人は、外見では障がいのあるということがあまりわからないことがあります。また、石狩聴力障害者協会でも、ヘルプマークを利用している人が何人かいます。中には障がいがあることを伏せたいという人もいますし色々な考えがあると思います。あと、ガイドブックなどについては、私も文章だけではなく、漫画・イラストもあった方が子供たちの理解も進むのではないかと思います。

【金子委員長】

今皆さんからお話がありましたが、ガイドブックにイラストを入れてわかりやすくすることなど、こういった内容が今後反映できればと思います。他はいかがでしょうか。

【三島委員】

数年前ですが、以前は視覚や聴覚障がいのある方が学校で講演をする機会がありました。ある学校で講演をしたときに、視覚に障がいのある人と話す時は、学校名や学年、名前を言わないと誰なのかわからないんだよ、と教えたあと、街の中で会ったときに、きちんと名乗って声をかけてくれたということがありました。そういう話を聞くと、やはり障がいのある人と接する機会があることで子供たちも学んでいき、学ぶ機会があれば子供も変わるのではないかと思います。道徳の時間などにまたこういう学ぶ機会をつくることも大事なことはないかと思っています。

【金子委員長】

小さなころから学ぶ機会があるということはとても大切なことですよね。福江委員は何か思ったことはありますか。

【福江委員】

多くの人に障がいというのをわかってもらう方法を考えていければいいなと思います。

【土谷委員】

私もパンフレットなどをつくることや、障がいのある人に講演をしていただくことが、理解につながるのではないかと思いますし、市役所のロビーにある手話カフェのようなところで、障がいのある人と市民が交流できる場があると良いと思いました。

【金子委員長】

確かに障がいのある人との接点や交流の場というのは大切なことですよね。椿委員はいかがでしょうか。

【椿委員】

公共交通機関などで専用席と普通席との区分けについて、きちんと守られていないときがあります。こういう部分についても表示をしっかりとすることが必要だと思いますし、きちんとみんなが守れるように障がいへの理解が進んでいけたらと思います。

【市川副委員長】

やはり障がいを理解されないというのが大きな課題であり、以前よりは理解が進んだかなと思うのですがまだまだかなと思っています。障がいのあることを知ってもらうための取り組みとして、魅力あるガイドブックづくりなど色々な意見が出されましたが、それとやはり土谷委員や金子委員長が話していたように、障がいのある人との接点も大切なのかなと感じます。P&Aが行っている、コンビニエンスストアなどで障がい理解に向けた活動もそういう取り組みなのかと思いますが、こういう活動を団体だけがするのではなく、石狩市全体で活動する仕組みがつくられるといいなと思いますし、この条例がそういう活動の原点になればと思います。具体的なアイデアとして、例えば、「障がいのある人はこういう時にこうになってしまう、だからこういう対応をしてみましょう」というマニュアルのようなものをつくって、著名人にYouTubeなどでPRしてもらい、多くの人に見てもらい、そういうことも考えながらやっていくと、今よりもっと理解が進むきっかけになるのではないかと思います。

【桑澤委員】

障がいであることのマークやカードなどを、有名人にお願いをしてつくってもらい、市や道を通じて多くの方に知ってもらうことはどうかなと思いました。わかる人だけにわかるようなマークではなく、つくったマークを影響力のある人に宣伝してもらうことが効果的のように思います。こうすることによって、例えば自分は障がいを持っているということや、緊急時にすぐにカードを出して助けを求めることができやすくなるのではないかと思います。視覚に障がいのある人は何かあったら知らせられるように鈴を持っています。そういうすぐにわかってもらえるようなものができるといいなと思いますし、有名人などでそれを広める方法も考えていければと思いました。

【金子委員長】

緊急時などにすぐに知ってもらえるようなものがあると助かりますし、それを広げるために有名人を使うことも良いアイデアかもしれませんね。それでは、皆さんにそれぞれ発表していただきましたが、次のタイトルに行く前に、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

【金子委員長】

時間となりましたので会議を再開いたします。会議時間も限られていますので、資料に書かれているアンケート発表内容というのは、既に皆さんで読んでいただいたり聞いていただいているので、これからは一つ一つ読まないで進めていきたいと思います。それではそれぞれのタイトルに書かれた発表内容について、その解決方法などを順番に発表してもらおうと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

では次のタイトル「相手にうまく気持ちが伝わらない」について、杉本委員から発表をお願いしたいと思います。

【杉本委員】

聴覚に障がいのある人にとって、文章を理解することや、気持ちをきちんと伝えたりすることはなかなか限界があるのかなと思っています。やはり手話通訳者がいると気持ちを十分に伝えることができるのですが、そうではない時は難しい時があります。誰も頼る人がいない時に、例えばですが、携帯のアプリで音声を文字にしてくれるものもありますが、手話を音声や文字にするアプリがあるといいなと思います。

【土谷委員】

「ゆっくり話してください」や「ひらがなで書いてください」など、自分の気持ちをすぐに伝えられるカードを持ち歩くと良いのではないかと思います。

【朝倉委員】

次のタイトルの「外出先やお店などで困ったことがある」というところの答えにもなるかもしれませんが、コンビニエンスストアに置いてあるようなコミュニケーションボードを、支援者と当事者が一緒になって作り、それを利用するのが良いのではないかと思います。コミュニケーションボードはわかりやすい図や文書が書かれているので、使われることが広がれば良いなと思います。

【市川副委員長】

絵カード交換式コミュニケーションシステム (PECS) を参考にして、コミュニケーションボードのいいところも取り入れながら、石狩市独自の共通したコミュニケーションツールのようなものをつくったら良いのではないかと思います。また、これは障がいのある人だけではなく、高齢者の方も使えるようなものとなればと思います。そして、このコミュニケーションツールを使う人やそこから情報を受け取る人のための学習会を開いて、みんなが使えるようにしていければ良いなと思いました。それをコンビニエンスストアやスーパー、公的機関など、使われやすい場所にまずは設置し、広げていってはどうかと思いました。

【福江委員】

ジェスチャーでも伝わることもあると思いますが、音で伝える機械があると良いと思いました。

【桑澤委員】

先ほどもお話ししたと思いますが、すぐに出せて人にわかってもらえるカードがあれば良いなと思います。

【三島委員】

障がいのある方というのは、誰かとコミュニケーションを取りたいと思っているのにそれができないというのがあるのではないかと思います。手話カフェなど見てるとすごく楽しそうで、視覚や知的に障がいのある人も、そういう気軽に集まれる場所があれば良いのではないかと思います。

【金子委員長】

今、「相手にうまく気持ちが伝わらない」というタイトルについて、皆さんから色々な意見を発表してもらいました。ありがとうございます。それでは次のタイトル、「外出先やお店などで困ったことがある」というところについて発表してもらいたいと思います。それでは先ほどと同じように、杉本委員から発表をお願いします。

【杉本委員】

お店などで困った時は、自分から積極的に尋ねるようにしています。また、店内放送は聞こえずそこから情報は得られませんので、周りの様子を気にしながら動いたり、何か気になることがあれば積極的に尋ねるようにしていますし、私たち聴覚に障がいのある人はそういう動きをしなければならないのかなと思っています。それと、情報を得る方法として字幕があると良いなと思います。

【土谷委員】

お店のサービスカウンターなどにコミュニケーションボードがあれば良いなと思います。店内の色々なところにコミュニケーションボードを設置することは難しくても、サービスカウンターなど、障がいのある人が「あそこに行けば助かる」という場所があれば良いなと思いました。それと、聴覚に障がいのある人から聞いた話なのですが、お店の多目的トイレで、鍵がかかっている青色であったため中に入ったら既に人がいてトラウマになってしまった人がいました。聴覚に障がいのある人はノックをして返されてもわからないですし、声掛けすることもできないので、こういうことが無くなるようになれば良いなと思います。

【高橋委員】

最近お店でセルフのレジが増えてきたと思うのですが、後ろを気にせずに自分のペースで支払いができるので、やり方を覚えなくてはなりません。障がいのある人にとってはいいのかなと思っています。多様性が求められるこの時代ですので、企業にも責任があると思いますし、そういう地域貢献をすることによって自分たちの企業のブランド力も上がるのではないかと

思います。そういう部分で、市も地域貢献についてのセミナーや研修会を開催し、協力したお店には表彰をしたり、障がいのある人にやさしいモデル店舗であるということを認める制度をつくるなど、企業同士を競わせ高め合うことで条例をつくった意義や、それぞれのモチベーションも継続していくのではないかと思います。

【朝倉委員】

先ほどもお話ししましたが、コミュニケーションボードの活用や、お金を払うときに、ヘルプマークを見せると財布を出せば店員が必要な分のお金を取り出してくれるような仕組みなどができれば良いのではないかと思います。

【市川副委員長】

これまでのタイトルにも関わるかもしれませんが、市内のお店で、「このお店、とってもやさしいところマップ」というのをつくり、利用した人数によって「やさしいポイント」が溜まっていき、ある程度溜まったら市から賞品が当たる、そういうことをやるとさらに企業努力というのが高まり、やさしいお店が増えていくのではないかと思います。

【福江委員】

店員や周りの人に色々と聞きやすくなると良いと思います。

【椿委員】

障がいのある人に対する企業努力というのは昔に比べるとされていると思いますし、障がいのある人に対する設備もよくなっているのではないかと感じているのですが、やはり私は、障がいのある人に対する健常者の意識向上が足りていないのではないかと感じています。企業は努力をしても、健常者の意識が高まらないのであれば結局ダメだと思いますし、一つが努力するのではなく、互いに努力し理解をしていくことが大切なことだと思います。健常者の意識や理解を高めるために、市の広報などで障がいへの理解促進に関する啓発をしていくなど、そういう場づくりも大切だと思います。

【桑澤委員】

私はわからないことがあると隣の人にも積極的に聞く方ですが、私みたいな性格ばかりではないので、やはりお店の人などにも障がいへの理解を持ってもらい、困っている人に対して接してもらおうようなになればと思います。

【三島委員】

健常者の方も、最近では親切にしてくれたり手伝ってくれたりすることが増えているように思います。外出先などで私が一番気になるのはトイレです。トイレの流し方など型式がバラバラで、説明もわかりづらく、視覚に障がいのある人にとっては本当に困ります。日本で統一したトイレにしてほしいと願うくらいです。音声案内があるトイレもありますが、それだけではまだ使いづらさは変わらないです。

【金子委員長】

今「外出先やお店などで困ったことがある」というタイトルについて、それぞれ発表してもらいました。ありがとうございます。それでは最後のタイトルに入りたいと思います。次は「障がいのある人にとって生活がしづらい環境である」というタイトルについて発表してもらいたいと思います。それでは杉本委員からお願いします。

【杉本委員】

申し訳ありません。先ほどのタイトルのお話したいことがあったのでお話しさせていただきます。お店で一番困ってしまうのはレジの時です。数年前のことですが、レジ袋は必要ですか？お金がかかりますよ？と声をかけられたのですが、何を聞かれているのかわからなくて誤解を生んだことがありました。お箸はありますか？という問いなどにもうまく答えられなく大変な時があります。先ほど皆さんからコミュニケーションボードの話がありましたが、コンビニエンスストアだけではなく、普通のお店やスーパーにも設置してもらえればと思います。最後にこのタイトルについての意見は思いつかなかったので、次の方に進めていただければと思います。

【土谷委員】

すべてを人が対応するというのは難しいと思いますので、やはり ICT などの補助的な機械を利用していくことも必要なのではないかと思います。また、こういう人にはこういう対応をするといいですよ、ということ、漫画やイラストを使った周知や、出前講座で学べる機会があると、より理解が深まりみんなが生活しやすい環境になっていくのではないかと思います。

【高橋委員】

ICT などのコミュニケーションツールはこれからどんどん出てくるものだと思いますので、市の部署なども横並びでやっていくのではなく、できることを積極的に取り入れてやっていく姿勢が必要なのではないかと思います。それが今回の条例をつくった意義にもなると思います。それと、小中学校ではパソコンの貸し出しをしていると思うのですが、それと同じように、全ての人に機器などを貸し出しできる体制を整えることや、新たな動きに素早く対応できる環境になれば良いなと思いました。

【朝倉委員】

北海道の事業として、障がいのある人の地域定着を支援するピアサポーターというのがあるのですが、私もそのピアサポーターとして活動している一人です。例えば、入院をしている障がいのある人がピアサポーターを利用して、退院後に地域への定着につなげられるよう支援をしたりしています。生活をするためのお手伝いをしていますので、ぜひ利用してほしいと思います。

【市川副委員長】

これまで三つのタイトルについて話し合われましたが、話された内容はどれも大切なことであ

り、その中でやるべきことはやっていくとは思いますが、やった後がどうなったのか、ということが一番大事なことだと思います。そこで、さらに定期的に困ったことというのがないか、改善をしていったがこれで良かったのだろうか、改善したところがちゃんと機能してるかなどを定期的に検証し見直していく「困ったことがないかつア－」というモニタリングを実施していくことも必要なのではないかと思います。

【福江委員】

環境を良くするために、相談しやすい人がいると良いと思いました。

【椿委員】

ICTの活用についてですが、障がいのある人がそういう機器を利用できるのかどうかというのが課題なのではないかと感じています。しかしながら、スマートフォンなどを利用できると大変便利ですので、いかに障がいのある人が利用しやすい環境にできるかを考えていかななくてはならないと思いますし、そのための手助けや支援を考える必要があると思います。

【桑澤委員】

人は慣れてくると、どうしても丁寧さが欠けてしまう部分があると思うのですが、障がいのある人にとっては、常にいつもと同じような対応をしてほしい、というのを支援者をお願いしたいです。例えばですが、食事の時におかずの位置などをしっかり伝えてくれないと、どこに何があるのかわからず、きちんと食事ができないことがあります。慣れてくると、そういう部分を気づかって教えることを忘れてしまうことがあるので、最後まで丁寧に支援してほしいなと思います。

【三島委員】

視覚に障がいのある人向けに、文字を読み上げる機械や時刻を読み上げる時計などの購入費を補助する制度が市にありますが、耐用年数の間は修理ができないというのが気になっています。例えば、耐用年数が10年であればそれを経過しないと修理ができないことになります。もう少し耐用年数が短くなれば良いなと思います。それと、石狩朗読ボランティアの会では、災害時に避難する場所などを録音した音声CDをつくったのですが、市の防災担当にはもっと市内の視覚に障がいのある人やその家庭に活用してもらおうよう広く配布してもらいたいと思っています。また、市の広報も毎月録音してCDにしているのですが、障がいのある人のプライバシーもあり当事者の特定ができないためなかなか広まらず、利用する人が少ない状況にあります。プライバシーの保護というのは大切なことですが、もっと必要な人に行き届くように市からも積極的に情報を流すようにしてくれればと思います。また、視覚に障がいのある人の中にはパソコンを打てる人もいますが、キーボードのキーの位置を覚えなければならないなどなかなか大変です。それと、スマートフォンも指で画面をなぞる動作が上手くできないなどで結局やめてしまう方もいます。便利なものがたくさんありますが、その人それぞれによって情報を受け取ることの難しさというのを感じます。

【金子委員長】

最後の4つ目のタイトルについて、今、皆さんからそれぞれ発表していただきました。これまでの発表の中で何か聞きたいことなどありますでしょうか。ちょっと私から一点よろしいでしょうか。先ほど朝倉委員がお話ししていたピアサポーターについてですが、どういうものなのかわからない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、説明していただければと思うのですがいかがでしょうか。

【朝倉委員】

私の方から説明させていただきます。まず、ピアサポーターの「ピア」というのは「仲間」という意味になります。障がいや病気をもっている方で回復した人が、その障がいや病気をもっている人を同じ仲間としてサポートするというのがピアサポーターの役割です。自分も20歳の時に病気となり入院し、今も薬を飲んでいますが、同じ障がいや病気で入院している方とお話をしたり、退院した時のバスの乗り方などの外出支援を行っています。ピアサポーターの活動費は北海道から出ており、利用する方は負担金がかからずにこのサービスを利用することができます。

【三島委員】

それはどんな障がいでも対応できるのですか。

【朝倉委員】

私が行っているピアサポーターというのは、北海道の支援事業であり、精神障がい者の地域生活支援事業計画によるもので、対象者は精神に障がいを持っている人となります。ですが、ピアサポーターには色々な分野があり、例えば病気でいえば、ガンであった人がガンの人のピアサポーターをするなど様々なものがあります。

【金子委員長】

朝倉委員、ご説明ありがとうございます。他には何かありますでしょうか。

【高橋委員】

トイレのことなのですが、りんくるのトイレはユニバーサルデザインなど何かモデルになるようなものなのでしょうか。

【事務局：角田】

オストメイトにも対応してますし、もちろん車いすにも対応していますが、りんくるが建てられた当時のままですので、その当時に必要だと考えられていたものを取り入れているというくらいで、モデルとなるようなトイレということでは特にはないかと思います。

【高橋委員】

もしもモデルとなるようなトイレが市にあれば、企業が新店舗を出店する時にモデルケースとして見学に来てもらったり紹介してもいいのかなと思ったところです。

【三島委員】

トイレのことで先ほど私が言ったことの補足ですが、公共施設であればトイレトペーパーの位置や、流すボタンの場所など、どこのトイレも同じ形だと障がいのある人にとっても使いやすいのになと思います。トイレのメーカーにそういう考えの人はいないようなので残念に思います。

【高橋委員】

どこの企業も自分たちの型式を広めようと主導権争いが行われているので、統一してほしいですが、なかなか難しい部分がありますよね。

【桑澤委員】

トイレの件で言わせてもらいますと、水を流す時に、押すのか、触るのか、引っ張るのかなど、使い方がバラバラで使いづらいと思うことが多くあります。ですので、私はトイレに入る前に使い方を必ず聞いています。そうでなければ、出るに出られなくなってしまうことがあり、トイレを使いたいただけなのに大変なことになってしまうことがあるからです。

【三島委員】

公共施設のトイレを統一することについて、自治体から国などへ要望をあげて欲しいと思うくらいです。

【金子委員長】

皆さんからのご意見ありがとうございます。それでは、今日話し合われた4つのタイトルについてですが、それぞれの解決策などについて発表をいただきました。今後はそれらの内容を事務局でまとめてもらい、次回の会議に向けた資料をつくってもらいたいと思います。最後に事務局からなにかありますかでしょうか。

【事務局：角田】

今回、皆さんから出された意見というのは、具体的にどんなことをしていくのかという方針書づくりにつながるものであり、大変参考になりました。ありがとうございました。次回の会議ですが、まずは条例案をつくる必要がありますので、今日話し合われた内容を参考に、「施策の推進方針、第7条」のたたき台をつくりたいので、その内容を皆さんで協議していただきたいと思います。また、施策の推進方針と一緒にこれからは方針書の検討にも入っていきたくと思っていますので、次回もよろしくお願いいたします。

【金子委員長】

ありがとうございます。最初に説明がありました今後のスケジュールについてですが、あの内容も資料として次回渡す予定はありますか。

【事務局：角田】

今回お見せしたスケジュールは、形を変えてるびをふり、次回の会議資料としてお渡ししたいと思います。

【金子委員長】

それでは議事の方はこれまでとし、進行を事務局の方へお返しします。

4. その他

【事務局：高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。まずは情報提供なのですが、今月開かれた石狩市議会で、選挙の時に障がいのある人や高齢者の方が安心して投票ができるように「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」を導入してはどうですか、という質問が議員からありました。市としては、情報・コミュニケーション条例が検討されているところであり、選挙の投票の時には皆さんにわかりやすい環境にしていくことが大切であるということから、「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」の導入に向けて検討してまいりたいと回答したところです。情報提供としては以上となりますが、条例が制定されることで、障がいのある人にとって、さらにわかりやすいまちにしていけるきっかけになればと思っております。

次に、本日の会議について振り返りたいと思います。本日の会議では、条例のたたき台について3回目の確認が行われ、言葉の確認や法制担当者に回答をいただいた内容についてそれぞれ協議をし、修正案をつくっていきました。そして、4つのタイトルに分けられたアンケート発表の内容について、それぞれの解決方法などを皆さんから発表していただきました。次回ですが、「施策の推進方針：第7条」のたたき台を事務局でつくりますので、その内容について協議していただきたいと思います。また、スケジュール表についても皆さんに資料としてお渡ししたいと思います。

それでは最後に今日の感想などがあればお話しいただければと思います。

【市川副委員長】

桑澤委員の発言に対して「わかります。」「そうですよね。」ということをお伝えたく、言葉で返したりしているのですが、桑澤委員、伝わっていますでしょうか。

【桑澤委員】

伝わっています。ありがとうございます。

【市川副委員長】

伝えたくても、どう伝えて良いのかという難しい部分もありますが、これからは私なりにお伝えできればと思っています。

【三島委員】

三色カードを使うことに段々と慣れてきたということもあるのですが、とても良いなと思いました。

【事務局：高井】

これからも三色カードを活用していければと思います。皆さまご感想ありがとうございました。それでは、今日話された内容を事務局で整理しますので、また次回の会議でお話し合いしていただければと思います。次回の会議日程についてですが、令和5年8月18日金曜日14時から、会場は同じくここで開催いたします。なお、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただきますので、よろしくをお願いします。

5. 閉会

【事務局：高井】

以上をもちまして、令和5年度第2回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年7月26日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩 治
